

## 町田市リハビリテーション連絡会 規約

(名称)

**第1条** この会は、町田市リハビリテーション連絡会と称する。

(事務所)

**第2条** この会は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

(目的)

**第3条** この会は、町田市におけるリハビリテーションの普及向上を図るとともに、町田市民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① リハビリテーションを通じた町田市民の医療・保健・福祉の増進に関する事業
- ② 地域づくりを目的とする事業
- ③ 高齢者の福祉の向上を目的とする事業
- ④ 障がい者（児）の支援を目的とする事業
- ⑤ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の知識・技術向上のための研修会開催等に関する事業
- ⑥ 医療と介護、教育などの多職種連携に関する事業
- ⑦ その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

**第5条** この会は、町田市在住及び在勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の国家資格を有するもので、この会の目的に賛同して入会した個人を会員とする。

(入退会)

**第6条** この会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。また、所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(経費の負担)

**第7条** 会員は、研修会等の参加の際に、この会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための経費を支払う。

(役員の設定)

**第8条** この会の会員の中より、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1～3名（ブロック役員と兼務する）
- ③ ブロック役員 各ブロック1～3名（計4～12名とする）。
- ④ 事務担当 1～2名
- ⑤ 相談役 1～2名

(役員を選出)

**第9条** 役員（副会長を除く）は、会員の互選により選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 副会長は、会長がブロック役員より指名する。

3 会長は、役員会で承認を得て、定員内で役員を追加指名できる。ただし、任期満了は他の役員と同じとする。

(報酬等)

**第10条** 役員は、無報酬とする。

(役員会)

**第 11 条** 会長が、役員からなる役員会を招集する。ただし、会長に事故があるときは、副会長が職務を代行する。

(ブロック)

**第 12 条** 町田市内を塚・忠生地区、鶴川地区、町田地区、南地区のブロックに分け、必要に応じて事業を実施する。

(規約の変更、役員改正)

**第 13 条** 規約の変更・役員改正は正会員の過半数をもって成立する。

(会計年度)

**第 14 条** 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(その他)

**第 15 条** この規約にない事項は、役員会で決定する。

(附則)

この規約は平成 29 年 7 月 10 日より施行する。